

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度をきき面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
	該当団体数		63	60	55	12	49	45	30	6	0	22	57	
埼玉県	さいたま市	さいたま市教育委員会 学校教育部 学事課	048-829-1647	○	○		○	○	○	○			http://www.city.saitama.jp/003/002/003/p000694.html	
埼玉県	川越市	教育総務部教育財務課財務担当	049-224-8083	○	○		○	○		○			http://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodatekyoiku/teate_isee/sonota/27syuugakuennivo.html	
埼玉県	熊谷市	教育委員会 教育総務課	048-524-1111(内)382	○	○			○	○	○		○	http://www.city.kumagaya.lg.jp/	
埼玉県	川口市	学校教育部指導課	048-259-7663	○	○		○	○				○	http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/72050002/72050002.html	
埼玉県	行田市	教育総務課	048-556-8311	○	○		○					○	http://www.city.yoda.lg.jp/40/01/11/kyoiku/inkai/tetuzuki/syugakuenzyo.html	
埼玉県	秩父市	教育委員会事務局 学校教育課	0494-25-5228	○			○	○					http://www.city.chichibu.lg.jp/menu3363.html	
埼玉県	所沢市	教育総務部 教育総務課	04-2998-9232	○	○		○	○	○				http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyoiku/kosodate/kodomoteate/shuugakuenio.html	
埼玉県	飯能市	学校教育課学務担当	042-973-3018	○	○	○	○	○	○				http://www.city.hanno.saitama.jp/000000223.html	
埼玉県	加須市	学校教育部学校教育課	0480-62-1111	○	○		○	○				○	http://www.city.kazo.lg.jp/cont/s801000/d045100/hpg000002029.html	
埼玉県	本庄市	学校教育課	0495-25-1149	○	○	○			○			○	http://www.city.honjo.lg.jp/	
埼玉県	東松山市	教育部学校教育課	0493-21-1430	○	○			○				○	http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/curashi/kosodate/grade_juniorhigh/1349934273052.html	
埼玉県	春日部市	学校教育部 学務課 学事担当	048-763-2447(直通)	○	○		○	○	○	○			http://www.city.kasukabe.lg.jp/gakumu/kyoiku/kyoiku/shuugakuenjo/seido.html	
埼玉県	狭山市	学校教育部学務課	04-2853-1111内線5656	○	○		○	○	○			○	http://www.city.sayama.saitama.jp/kosodate/gisei/syugakuenio.html	
埼玉県	羽生市	教育委員会 教育総務課	048-561-1121	○	○		○	○					http://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2015020100027/	
埼玉県	鴻巣市	学校教育部学務課	048-544-1213	○	○	○	○		○				http://www.city.kounosu.saitama.jp/1.html	
埼玉県	深谷市	教育部	048-574-5811	○			○	○	○				http://www.city.fukaya.saitama.jp/kosodate/kyoiku/gakkokyoiku/tokubetsushien/shogakko/1391417606498.html	
埼玉県	上尾市	学校教育部学務課	048-775-9604	○	○		○	○	○			○	http://www.city.ageo.lg.jp/site/inkai/73-enjyo.html	
埼玉県	草加市	教育総務部 学務課	048-922-2674	○	○		○	○					http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s2102/a01/a01/support.html	
埼玉県	越谷市	学校教育部学務課	048-963-9281	○	○		○	○				○	http://www.city.koshigaya.saitama.jp/curashi/kosodate/syotyugakkou/shugakuenjo.html	
埼玉県	蕨市	学校教育課	048-433-7728	○			○	○	○	○		○	http://www.city.warabi.saitama.jp/hp/page000001600/hpg000001582.htm	
埼玉県	戸田市	教育委員会学務課	048-441-1800	○	○		○						http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/372/kyo-gakumu-syuugakuenzyo.html	
埼玉県	入間市	教育総務部学校教育課	04-2964-1111(内線4147)	○	○		○	○					http://www.city.iruma.saitama.jp/kosodate/syochugakkou/015513.html	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他			
埼玉県	朝霞市	教育管理課	048-463-0793	○	○		○	○	○					○	http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/37/shuugakuenniyoseido.html
埼玉県	志木市	教育政策部教育総務課	048-473-1111(内3115)	○	○		○	○	○						http://www.city.shiki.lg.jp/52.2871.209.html
埼玉県	和光市	学校教育課	048-464-1111	○	○	○	○						○	http://www.city.wako.lg.jp/home.html	
埼玉県	新座市	学校教育部学務課	048-477-1111(1868)	○	○	○		○	○				○	http://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/49/syuugakuhiennyo.html	
埼玉県	桶川市	教育部 学務課	048-728-4111	○	○	○	○							http://www.city.okegawa.lg.jp	
埼玉県	久喜市	学務課	0480-85-1111	○	○		○	○	○					http://www.city.kuki.lg.jp/	
埼玉県	北本市	学校教育課	048-594-5563(直通)	○	○			○	○				○	http://www.city.kitamoto.saitama.jp/kodate/gakkokyoiku/3/1418120219283.html	
埼玉県	八潮市	教育総務部教育総務課	直通 048-996-4281	○	○		○	○	○					http://www.city.yashio.lg.jp/3905.htm	
埼玉県	富士見市	学校教育課	049-251-2711	○	○		○	○	○					http://www.city.fujimi.saitama.jp/35miru/01kyouiku/syuuzengaku/2010-0524-1642-141.html	
埼玉県	三郷市	三郷市教育委員会学校教育部学務課学務係	048-930-7756(直通)	○	○		○	○	○				○	http://www.city.misato.lg.jp/2303.htm	
埼玉県	蓮田市	生涯学習部 子ども支援課	048-768-3111(内線154)	○			○	○						http://www.city.hasuda.saitama.jp/kodomo/kosodate/teate/shugakuenjo/nyugakujunbikin.html	
埼玉県	坂戸市	教育委員会 学校教育課	049-283-1718	○	○		○							http://www.city.sakado.lg.jp/21.1666.190.682.html	
埼玉県	幸手市	教育委員会 学校教育課	0480-43-1111(代表) 634(内線)	○	○		○	○	○					http://www.city.satte.saitama.jp/ka/kyouiku-iinka/gakkou/simin-bennnyou/syuugaku-enjo/syuugaku-enjo.htm	
埼玉県	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市教育委員会学校教育課学務担当	049-271-1111(内線525)	○	○		○							http://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page000756.html	
埼玉県	日高市	教育部 学校教育課	042-989-2111	○	○	○	○		○					http://www.city.hidaka.lg.jp/6.992.22.html	
埼玉県	吉川市	教育総務課	048-984-3565	○	○			○						http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/25.420.155.815.html	
埼玉県	ふじみ野市	教育部(教育委員会)	049-220-2084		○		○	○						http://www.city.fujimino.saitama.jp	
埼玉県	白岡市	教育指導課	0480-92-1111	○	○		○	○	○					http://www.city.shiraoka.lg.jp/	
埼玉県	伊奈町	教育委員会教育総務課	048-721-2111(内線2521)	○	○		○	○	○	○			○	http://www.town.saitama-ina.lg.jp/000000392.html	
埼玉県	三芳町	学校教育課	049-258-0019 内線524	○	○		○	○	○					http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/	
埼玉県	毛呂山町	学校教育課学務係	049-295-2112(内線531)	○	○	○	○	○	○					http://www.town.moroyama.saitama.jp/www/contents/1389745644946/index.html	
埼玉県	越生町	学務課学務担当	049-292-3121	○	○	○		○							
埼玉県	滑川町	教育委員会事務局 教育総務担当	0493-56-6907(直通)		○		○	○							
埼玉県	嵐山町	こども課	0493-62-0823	○	○		○	○						http://www.town.ranzan.saitama.jp/000000281.html	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書籍で周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
埼玉県	小川町	学校教育課	0493-72-1221	○											○	http://www.town.ogawa.saitama.jp/0000000005.html
埼玉県	川島町	教育総務課	049-297-1685	○	○	○				○						http://www.town.kawajima.saitama.jp/
埼玉県	吉見町	教育総務課	0493(54)7807	○	○										○	http://www.town.yoshimi.saitama.jp/section_kyouiku_syuugakuenjiyo.html
埼玉県	鳩山町	教育委員会 教育総務課	049-296-1227	○	○	○										http://www.town.hatoyama.saitama.jp
埼玉県	ときがわ町	教育委員会 教育総務課	0493-65-1521	○	○				○						○	http://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=12238
埼玉県	横瀬町	教育委員会	0494-25-0118	○	○		○									http://www.town.yokoze.saitama.jp/
埼玉県	皆野町	教育委員会	0494-62-4563	○						○					○	http://www.town.minano.saitama.jp/
埼玉県	長瀬町	教育委員会	0494-69-1107												○	
埼玉県	小鹿野町	学校教育課	0494-79-1201	○						○						
埼玉県	東秩父村	教育委員会	0493-82-1230	○	○		○								○	http://www.vill.higashichichibu.saitama.jp
埼玉県	美里町	美里町教育委員会学校教育課	0495-76-0204	○	○	○	○	○	○	○						http://www.town.saitama-misato.lg.jp/life/educate/s_enjo.html
埼玉県	神川町	学務課	0495-77-2312	○	○		○									http://www.town.kamikawa.saitama.jp/kurashi/kyouiku/shuugakuenjo.html
埼玉県	上里町	学校教育課	0495-35-1246	○	○		○	○								http://www.town.kamisato.saitama.jp/
埼玉県	寄居町	寄居町教育委員会 教育総務課	048-581-2121 内線522	○	○		○	○	○	○						http://www.town.yori.saitama.jp/soshiki/21/shuugakuenjiyo-kyousoumu.html
埼玉県	宮代町	教育推進課	0480-34-1111		○		○	○								
埼玉県	杉戸町	学校教育課	0480-33-1111	○	○		○	○								http://www.town.sugto.lg.jp/
埼玉県	松伏町	松伏町教育委員会教育総務課	048-991-1807	○	○		○	○								

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			予(その他)の場合の内容	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準根拠	目安額	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等での保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して自動的に要件が変わるもの)	市区町村民税(所得割)課税最下限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最下限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						
課税所得等の分類	基準額の時期	目安額																								
	該当団体数	47	49	43	42	42	51	24	18	37	39	22	19	24	29	45	11	0	0	15						
埼玉県	さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○						1.2	課税所得	前年度	344	15%未満	
埼玉県	川越市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.3	課税所得	前年度	387	20%未満	
埼玉県	熊谷市		○				○	○	○		○	○	○		○						1	課税所得	前々年度	270	15%未満	
埼玉県	川口市														○						1.3	課税所得	前年度	385	20%未満	
埼玉県	行田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○					○	1.3	課税所得	前年度	360	他の基準以外の場合で、病気又は災害等の理由で学用品等の経費負担が困難と認められる者	15%未満
埼玉県	秩父市	○	○				○								○						1.3	課税所得	前年度	304	10%未満	
埼玉県	所沢市														○						1.3	課税所得	前々年度	334.9213	20%未満	
埼玉県	飯能市	○	○		○	○									○						1.3	課税所得	その他	226	15%未満	
埼玉県	加須市														○						1.3	課税所得	前年度	299	15%未満	
埼玉県	本庄市	○	○				○								○						1.29	課税所得	前年度	285	15%未満	
埼玉県	東松山市														○						1.3	課税所得	前年度	316	20%未満	
埼玉県	春日部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○			○	1.3	課税所得	前年度	330	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき支援給付を受けた者 ・学校長の意見により援助が必要であると認められる者	20%未満
埼玉県	狭山市	○	○												○						1.3	課税所得	前々年度	321	15%未満	
埼玉県	羽生市	○	○	○	○	○	○				○				○						1.5	課税所得	当該年度	365	15%未満	
埼玉県	鴻巣市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.3	その他	前年度	317	10%未満	
埼玉県	深谷市	○					○								○						1.3	課税所得	当該年度	316	15%未満	
埼玉県	上尾市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.3	課税所得	前年度	311	10%未満	
埼玉県	草加市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	課税所得	前年度	368	15%未満	
埼玉県	越谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					1.3	課税所得	当該年度	337	25%未満	
埼玉県	蕨市														○						1.3	課税所得	前年度	338	15%未満	
埼玉県	戸田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる保護基準額に1.3を掛けたもの(特別支援教育就学援助費の需要額測定基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	20%未満	
埼玉県	入間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○						1.3	課税所得	前年度	321	・保護者が突然の解雇等により失業したため、現在の所得状況が許容と見做し、経済的に困難な状況にあるもの ・その他、教育長が特に援助を必要と認めるもの	15%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について														ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容		平成25年度準要保護・準要保護就学援助率							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ		倍率	基準根拠	目安額				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等または通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他							課税所得等の分類	基準額の時期
埼玉県	朝霞市	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	課税所得	前年度	340			15%未満		
埼玉県	志木市															○				1.3		前年度	310			15%未満		
埼玉県	和光市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3	課税所得	前年度	414			10%未満		
埼玉県	新座市															○				1.3	その他	当該年度	325			15%未満		
埼玉県	桶川市	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○					1	課税所得	前年度	316			10%未満		
埼玉県	久喜市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3	課税所得	前年度	289			15%未満		
埼玉県	北本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○				○	1.3	課税所得	当該年度	280	要件ク、サ、シ、スについては、直接の認定要件とせず。要件ソを満たしたうえで認定		10%未満		
埼玉県	八潮市	○	○	○	○	○	○				○				○					1.3	課税所得	前年度	380			15%未満		
埼玉県	富士見市															○				1.1	課税所得	その他	276			20%未満		
埼玉県	三郷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					○						市県民税所得割非課税基準額×1.3倍		15%未満	
埼玉県	蓮田市	○	○	○	○	○	○								○					1.5	課税所得	前年度	365			15%未満		
埼玉県	坂戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	課税所得	前年度	世帯状況等によって異なる			15%未満		
埼玉県	幸手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1.2	課税所得	当該年度	270			20%未満		
埼玉県	鶴ヶ島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	316			15%未満		
埼玉県	日高市		○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3	課税所得	前年度	280			15%未満		
埼玉県	吉川市	○													○					1.3	課税所得	その他	199	この課税所得及び市町村民税の課税に当たって所得控除された住民税額、生命保険料控除及び医療費控除の合計額(以下「控除額」とする)を算出して、(所得額-控除額)が生活保護法に基づき前年度生活保護基準額により定められた額以下である者(生活保護法第10条第1項第1号)に該当しない場合は、(所得額-控除額)×1.3		15%未満		
埼玉県	ふじみ野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	350			その他特別な理由があると認められる世帯…失業中、病気療養中等		15%未満
埼玉県	白岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	課税所得	当該年度	360			10%未満		
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○											特別支援教育就学奨励費の算定方式に準じて算定した額の1.20倍未満(目安額374万円)		10%未満	
埼玉県	三芳町	○													○					1.3	課税所得	前年度	337			15%未満		
埼玉県	毛呂山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	316			15%未満		
埼玉県	越生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	310			10%未満		
埼玉県	滑川町														○					1.3	課税所得	当該年度	282			10%未満		
埼玉県	嵐山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	240			15%未満		

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について														ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ			ツ	テ	借率	基準根拠	目安額	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が安い者または学用品、通学用品等に不自由している者等での保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの			市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				
課税所得等の分類	基準額の時期																									
埼玉県	小川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度		15%未満	
埼玉県	川島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前々年度	278	10%未満	
埼玉県	吉見町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他	前々年度	301	10%未満	
埼玉県	鳩山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	
埼玉県	ときがわ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	301	15%未満	
埼玉県	横瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	
埼玉県	皆野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					その他教育委員会が特に給付する必要があると認める場合	10%未満
埼玉県	長瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	355	5%未満	
埼玉県	小鹿野町		○		○		○																			10%未満
埼玉県	東秩父村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	289	10%未満	
埼玉県	美里町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.5	課税所得	当該年度	344	ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者	10%未満
埼玉県	神川町						○														1.3	課税所得	前年度	288		15%未満
埼玉県	上里町	○	○	○			○								○						1.3	課税所得	前年度	300		15%未満
埼玉県	寄居町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	301		15%未満
埼玉県	宮代町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3	課税所得	前年度	332	町長が特に就学援助を必要と認めた者	20%未満
埼玉県	杉戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	319		15%未満
埼玉県	松伏町													○							1.3	課税所得	前々年度	313		20%未満

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																			
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会で状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援
	該当団体数	7	0	18	0	20	7	0	0	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	さいたま市																				
埼玉県	川越市			○																	
埼玉県	熊谷市			○																	
埼玉県	川口市					○															
埼玉県	行田市			○																	
埼玉県	秩父市					○															
埼玉県	所沢市			○																	
埼玉県	飯能市	○					○			○											
埼玉県	加須市			○																	
埼玉県	本庄市					○															
埼玉県	東松山市					○															
埼玉県	春日部市			○																	
埼玉県	狭山市					○															
埼玉県	羽生市			○																	
埼玉県	鴻巣市			○																	
埼玉県	深谷市			○																	
埼玉県	上尾市					○															
埼玉県	草加市																				
埼玉県	越谷市																				
埼玉県	蕨市					○															
埼玉県	戸田市																				
埼玉県	入間市					○															

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																					
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他			
埼玉県	朝霞市					○																	
埼玉県	志木市																						
埼玉県	和光市					○																	
埼玉県	新座市																						
埼玉県	桶川市			○																			
埼玉県	久喜市			○																			
埼玉県	北本市	○					○		○														
埼玉県	八潮市					○																	
埼玉県	富士見市																						
埼玉県	三郷市																						
埼玉県	蓮田市					○																	
埼玉県	坂戸市	○					○															○	
埼玉県	幸手市																						
埼玉県	鶴ヶ島市					○																	
埼玉県	日高市			○																			
埼玉県	吉川市	○					○			○													
埼玉県	ふじみ野市					○																	
埼玉県	白岡市					○																	
埼玉県	伊奈町																						
埼玉県	三芳町			○																			
埼玉県	毛呂山町																						
埼玉県	越生町																						
埼玉県	滑川町	○					○			○													
埼玉県	嵐山町																						

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																					
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他			
埼玉県	小川町			○																			
埼玉県	川島町			○																			
埼玉県	吉見町																						
埼玉県	鳩山町																						
埼玉県	ときがわ町					○																	
埼玉県	横瀬町																						
埼玉県	埴野町																						
埼玉県	長瀨町			○																			
埼玉県	小倉野町																						
埼玉県	東秩父村			○																			
埼玉県	美里町	○				○				○													
埼玉県	神川町					○																	
埼玉県	上里町					○																	
埼玉県	寄居町	○				○				○													
埼玉県	宮代町					○																	
埼玉県	杉戸町					○																	
埼玉県	松伏町			○																			

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)															問C 補足事項等					
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対する就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他
	該当団体数	1	4	6	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	さいたま市			○																		
埼玉県	川越市																					1の経年年度、毎期の認定期間について1月から翌年8月までを認定期間としているため、7月以降の認定結果を通知するのは9月以降となります。 2. 認定期間について、基幹市町では児童福祉課(若くは福祉課)の児童生活課と併記した上であります。
埼玉県	熊谷市																					
埼玉県	川口市																					基準額の時期を平成25年8月の引き上げ以前のものに変更した。
埼玉県	行田市																					
埼玉県	秩父市																					基準額の時期を変更
埼玉県	所沢市																					
埼玉県	飯能市																					平成24年度の就学援助については、平成24年10月末現在の生活扶助基準(引き下げ前)に適用し、併せて認定を行なった。併せて生活扶助基準の引き下げに伴う影響が及ばないよう対応をした。
埼玉県	加須市																					生活保護の認定基準額が段階的に引き下がるが、その影響が及ばないよういくつかの基準額を想定し、試算比較し研究する。(平成27年度)
埼玉県	本庄市																					基準額の時期を変更
埼玉県	東松山市																					基準額の時期を変更
埼玉県	春日部市																					
埼玉県	狭山市																					基準額の時期を変更
埼玉県	羽生市																					
埼玉県	鴻巣市																					
埼玉県	深谷市																					
埼玉県	上尾市																					基準額の時期を変更
埼玉県	草加市		○																			・今年度より、生徒会費(中学校)を支給費目に追加しました。
埼玉県	越谷市			○																		
埼玉県	蕨市																					問A-1 その他については、基準額の時期を変更しました。
埼玉県	戸田市																					
埼玉県	入間市																					基準額の時期を変更

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会で当該状況等を個別判断	ウ 25年度に对象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
埼玉県	小川町																						
埼玉県	川島町																						
埼玉県	吉見町			○																			
埼玉県	鳩山町																						
埼玉県	ときがわ町																						平成25年8月の認定基準を使用しているため、25年度の「当該年度」から26年度は「前年度」に変更した。
埼玉県	横瀬町																						
埼玉県	皆野町																						
埼玉県	長瀬町																						
埼玉県	小鹿野町																						小中学校に在籍する児童・生徒の教材費の一部及び給食費の全額を補助することにより、子育てしやすい環境の整備を図り、経済不安下における子育て支援への支援策として、「小中学校義務教育児童等教材費補助金」を創設している。
埼玉県	東秩父村																						
埼玉県	美里町																						
埼玉県	神川町																						基準額の時期を変更
埼玉県	上里町																						基準額の時期を変更
埼玉県	寄居町																						
埼玉県	宮代町																						・基準額の時期の変更 ・近隣の市町村に合わせ、係数を引き下げ
埼玉県	杉戸町																						基準額の時期を変更
埼玉県	松伏町																						